

京都市告示第 296 号

京都市水路等管理条例第2条第1号の規定に基づき、農業用水路等を次のように指定し、同条例第3条第1号の規定に基づき、農業用水路等の起終点を変更します。

当該水路等の起点から終点までの経路を表示する図面は、京都市産業観光局において告示の日から2週間公衆の縦覧に供します。

平成20年10月15日

京都市長 門川 大作

(起終点を変更する農業用水路等)

整理番号	路線名	起 点 変更後の終点
1	久我水0165号	伏見区久我西出町7番地の1地先 伏見区久我西出町6番地の13地先

(産業観光局農林振興室農業振興整備課)